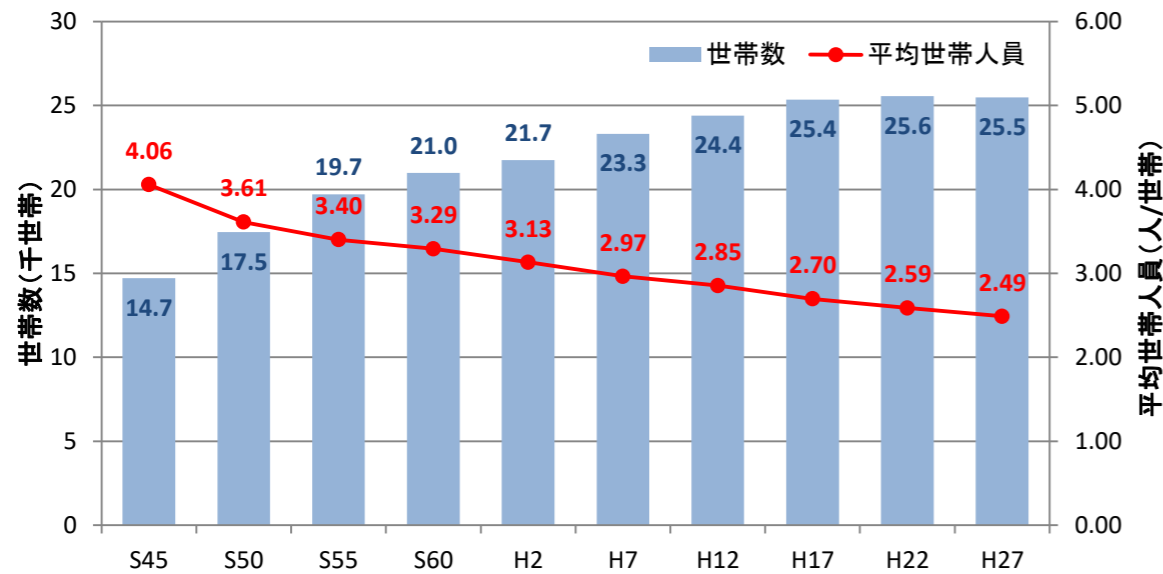


十和田市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○基本計画の名称 : 十和田市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○作成主体 : 青森県十和田市</p> <p>○計画期間 : 平成31年(2019)4月～<u>令和6</u>年(2024)3月 (5年0ヶ月)</p> </div> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 十和田市の概況</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都市の現状</p> <p>1) 人口動態</p> <p>国勢調査によれば、本市の人口は平成12年(2000)の69,630人をピークに減少に転じており、直近の平成27年(2015)では63,429人となっている。また、高齢化率は上昇傾向にあり、平成27年(2015)では29.7%で青森県平均の30.1%とほぼ同程度となっている。</p> <p>人口が減少するなかでも、世帯数については増加傾向が続いてきたが、平成27年(2015)には減少傾向に転じている。</p> <p>なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の人口は<u>令和22</u>年(2040)までに47,500人程度まで減少、高齢化率は42.3%と市民の4割以上が65歳以上の高齢者になることが予測されている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図 総人口及び高齢化率の推移 (昭和45年～<u>令和22</u>年)</p> <p>資料: S45～H27 国勢調査 R2～R22 国立社会保障人口問題研究所</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○基本計画の名称 : 十和田市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○作成主体 : 青森県十和田市</p> <p>○計画期間 : 平成31年(2019)4月～<u>平成36</u>年(2024)3月 (5年0ヶ月)</p> </div> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 十和田市の概況</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都市の現状</p> <p>1) 人口動態</p> <p>国勢調査によれば、本市の人口は平成12年(2000)の69,630人をピークに減少に転じており、直近の平成27年(2015)では63,429人となっている。また、高齢化率は上昇傾向にあり、平成27年(2015)では29.7%で青森県平均の30.1%とほぼ同程度となっている。</p> <p>人口が減少するなかでも、世帯数については増加傾向が続いてきたが、平成27年(2015)には減少傾向に転じている。</p> <p>なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の人口は<u>平成52</u>年(2040)までに47,500人程度まで減少、高齢化率は42.3%と市民の4割以上が65歳以上の高齢者になることが予測されている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図 総人口及び高齢化率の推移 (昭和45年～<u>平成52</u>年)</p> <p>資料: S45～H27 国勢調査 H32～H52 国立社会保障人口問題研究所</p> </div>



資料：国勢調査

2) ~ 5) 略
[2] ~ [5] 略

2. 略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 略
[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 31 年（2019）4 月から、主要な事業が完了し、事業実施の効果が現れると考えられる **令和 6 年**（2024）3 月までの 5 年とする。

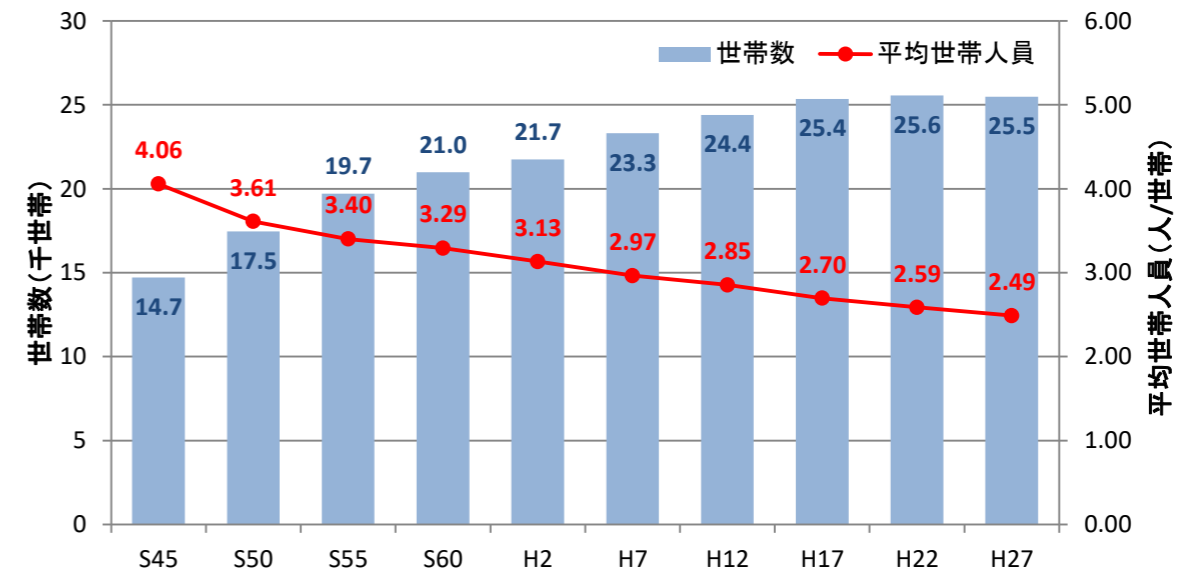
[3] 略
[4] 数値目標の設定

(1) 歩行者・自転車通行量

目標指標	基準値	目標値	備考
歩行者・自転車通行量	4,651 人/日 (H30)	5,604 人/日 (R5)	中心市街地内 14 地点の平日・休日各 1 日の観測結果の平均
・調査方法：平日及び休日の各 1 日の 9:30~18:00 の通行量を観測 ※調査日が悪天候の場合に備えて事前に予備日を設定 ・調査月：各年 8 月 ・調査主体：十和田市 ・調査対象：中心市街地エリア内 14 地点における歩行者及び自転車の通行量 ・算出方法：各日の通行量を平均して算出			

1) ~ 5) 略
(2) 社会増減数

目標指標	基準値	目標値	備考
社会増減数	-25 人 (H25~29 合計)	125 人 (R元~R5 合計)	中心市街地内 14 地点の平日・休日各 1 日の観測結果の平均
・調査方法：住民基本台帳データより把握 ・調査日：4 月 1 日~翌年 3 月末日まで ・調査主体：十和田市			



資料：国勢調査

2) ~ 5) 略
[2] ~ [5] 略

2. 略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 略
[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 31 年（2019）4 月から、主要な事業が完了し、事業実施の効果が現れると考えられる **平成 36 年**（2024）3 月までの 5 年とする。

[3] 略
[4] 数値目標の設定

(1) 歩行者・自転車通行量

目標指標	基準値	目標値	備考
歩行者・自転車通行量	4,651 人/日 (H30)	5,604 人/日 (H35)	中心市街地内 14 地点の平日・休日各 1 日の観測結果の平均
・調査方法：平日及び休日の各 1 日の 9:30~18:00 の通行量を観測 ※調査日が悪天候の場合に備えて事前に予備日を設定 ・調査月：各年 8 月 ・調査主体：十和田市 ・調査対象：中心市街地エリア内 14 地点における歩行者及び自転車の通行量 ・算出方法：各日の通行量を平均して算出			

1) ~ 5) 略
(2) 社会増減数

目標指標	基準値	目標値	備考
社会増減数	-25 人 (H25~29 合計)	125 人 (H31~35 合計)	中心市街地内 14 地点の平日・休日各 1 日の観測結果の平均
・調査方法：住民基本台帳データより把握 ・調査日：4 月 1 日~翌年 3 月末日まで ・調査主体：十和田市			

・調査対象：中心市街地エリアに含まれる街区の各年の3月末日の人口、4月1日から翌年3月末日までの自然増減数（出生-死亡）
 ・算出方法：1年間の人口増減数から、自然増減数を差し引くことで、社会増減数を算出
 ※人口動態データからは、十和田市内における区域内外への転居（転入・転出）が把握できないため、全体の増減数から自然増減数を差し引いたものを社会増減数として取り扱う。

1) ~ 4) 略

(3) 空き地・空き店舗数

目標指標	基準値	目標値	備考
空き地・空き店舗数	52 か所 (H29)	39 か所 (R5)	商店街の空き地・空き店舗数

・調査方法：商店街における空き地・空き店舗を現地調査により把握
 ・調査月：各年1月
 ・調査主体：十和田市
 ・調査対象：南商店街振興組合、中央商店街振興組合、六丁目商店街振興組合、七・八丁目商店街振興組合
 ・算出方法：空き地数・空き店舗数を合計して算出

1) ~ 3) 略

[5] 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) ~ 移設</u>				
<u>(3) ~ 移設</u>				

・調査対象：中心市街地エリアに含まれる街区の各年の3月末日の人口、4月1日から翌年3月末日までの自然増減数（出生-死亡）
 ・算出方法：1年間の人口増減数から、自然増減数を差し引くことで、社会増減数を算出
 ※人口動態データからは、十和田市内における区域内外への転居（転入・転出）が把握できないため、全体の増減数から自然増減数を差し引いたものを社会増減数として取り扱う。

1) ~ 4) 略

(3) 空き地・空き店舗数

目標指標	基準値	目標値	備考
空き地・空き店舗数	52 か所 (H29)	39 か所 (H35)	商店街の空き地・空き店舗数

・調査方法：商店街における空き地・空き店舗を現地調査により把握
 ・調査月：各年1月
 ・調査主体：十和田市
 ・調査対象：南商店街振興組合、中央商店街振興組合、六丁目商店街振興組合、七・八丁目商店街振興組合
 ・算出方法：空き地数・空き店舗数を合計して算出

1) ~ 3) 略

[5] 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街歩行空間改善事業 ■事業内容 アーケードの撤去 ■実施時期 平成31~33年度	十和田市	沿道への高次・複合都市施設や、(仮称)地域交流センターの整備にあわせて、商店街のアーケードの一部を撤去するものである。 新規に整備される施設と商店街の一体性が確保されることで、魅力の向上が図られ、中心市街地への来街や回遊の促進が期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(十和田市中心市街地区))</u> ■実施時期 平成32~33年度	
■事業名 事業活用調査事業 ■事業内容 <u>社会資本整備総合交付金</u> の中間・事後評価	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</u>	

						<p>■実施時期 平成 33・35 年度</p>	<p>的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>(十和田市中心市街地区)) ■実施時期 平成 33・35 年度</p>	
(3)へ移設						<p>■事業名 交通拠点整備事業</p> <p>■事業内容 交通拠点（バスターミナル）の整備</p> <p>■実施時期 平成 31～33 年度</p>	<p>十和田市</p> <p>広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能を備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。 新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることを期待される。 また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 社会資本整備 総合交付金 (都市再生整備計画事業 (十和田市中心市街地区)) ■実施時期 平成 32～33 年度</p>	
(3)へ移設						<p>■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業</p> <p>■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備</p> <p>■実施時期 平成 29～32 年度</p>	<p>十和田市</p> <p>旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。 市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくこと</p>	<p>■支援措置 社会資本整備 総合交付金 (都市再生整備計画事業 (十和田市中心市街地区)) ■実施時期 平成 31～32 年度</p>	

--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街歩行空間改善事業 ■事業内容 アーケードの撤去 ■実施時期 令和元～令和3年度	十和田市	<p>沿道への高次・複合都市施設や、(仮称)地域交流センターの整備にあわせて、商店街のアーケードの一部を撤去するものである。</p> <p>新規に整備される施設と商店街の一体性が確保されることで、魅力の向上が図られ、中心市街地への来街や回遊の促進が期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区) ■実施時期 令和2～3年度	
■事業名 事業活用調査事業 ■事業内容 都市構造再編集中支援事業補助金の中間・事後評価 ■実施時期 令和3・5年度	十和田市	<p>計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区) ■実施時期 令和3・5年度	
■事業名 交通拠点整備事業 ■事業内容 交通拠点(バスターミナル)の整備 ■実施時期 令和元～令和3年度	十和田市	<p>広域バス路線(高速バス含む)や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能を備えた交通拠点(バスターミナル)を整備するものである。</p> <p>新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワーク</p>	■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区) ■実施時期 令和2～3年度	

が期待される。
これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ②から移設				
(2) ②から移設				
(2) ②から移設				

		<p>の分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることを期待される。</p> <p>また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>								
<p>■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業</p> <p>■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備</p> <p>■実施時期 平成29～令和3年度</p>	十和田市	<p>旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。</p> <p>市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 <u>都市構造再編集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区)</u></p> <p>■実施時期 <u>令和元～3年度</u></p>							

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2)① 略

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2)① 略

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他

		ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
(3)へ移設				
(3)へ移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業【再掲】 ■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備 ■実施時期 平成29～令和3年度	十和田市	旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。	■支援措置 <u>都市構造再編集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区)</u> ■実施時期 令和元～3年	

		ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業【再掲】 ■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備 ■実施時期 平成29～32年度	十和田市	旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。 市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(十和田市中心市街地地区))</u> ■実施時期 平成31～32年度	
■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 <u>社会資本整備総合交付金</u> の中間・事後評価 ■実施時期 平成33・35年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(十和田市中心市街地地区))</u> ■実施時期 平成33・35年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2)②から移設				

		<p>市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	度						
<p>■事業名 事業活用調査事業【再掲】</p> <p>■事業内容 都市構造再編集中支援事業補助金 の中間・事後評価</p> <p>■実施時期 令和3・5年度</p>	十和田市	<p>計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金 (十和田市中心市街地地区)</p> <p>■実施時期 令和3・5年度</p>						

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 志道館整備事業</p> <p>■事業内容 志道館（武道館）の改築・機能強化</p> <p>■実施時期 平成30～令和4年度</p>	十和田市	<p>老朽化が著しい志道館の建替により機能強化を図るものである。</p> <p>市内外からの来街の増加や、施設利用者が市街地内を回遊することによる賑わいの創出に寄与することが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	■支援措置 なし	
<p>■事業名 高次・複合都市施設整備</p>	(株)大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合	■支援措置 なし	削除

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 志道館整備事業</p> <p>■事業内容 志道館（武道館）の改築・機能強化</p> <p>■実施時期 平成30～35年度</p>	十和田市	<p>老朽化が著しい志道館の建替により機能強化を図るものである。</p> <p>市内外からの来街の増加や、施設利用者が市街地内を回遊することによる賑わいの創出に寄与することが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	■支援措置 なし	
<p>■事業名 高次・複合都市施設整備</p>	(株)大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合	■支援措置 なし	社会資本整備

<p>事業</p> <p>■事業内容 商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有する施設の整備</p> <p>■実施時期 令和元～3年度</p>		<p>的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整備するものである。</p> <p>隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
---	--	---	--	--

<p>事業</p> <p>■事業内容 商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有する施設の整備</p> <p>■実施時期 平成31～33年度</p>		<p>的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整備するものである。</p> <p>隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)の活用を予定 (平成32～33年度)</p>
---	--	---	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 商店街活性化支援事業</p> <p>■事業内容 イベントの開催及び情報発信</p> <p>■実施時期 令和元～5年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田商工会議所</p>	<p>中心市街地内の空き地や多目的スペース等を活用した、商店街活性化に資する各種イベントの実施、並びにホームページやSNSの活用、フリーペーパー・街歩きマップの作成などによる街なかの魅力の情報発信を支援するものである。</p> <p>イベントの開催や情報発信を通じて来街者の増加や地域のコミュニティの活発化が図られることなどが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>■実施時期 令和元～5年度</p>	
<p>■事業名 アート住宅立地促進事業</p> <p>■事業内容 デザイン性の高い戸建て住宅の設計コンペ</p>	<p>(株)まちづくり十和田 十和田商工会議所</p>	<p>現代アートを軸としたまちづくりに資する、デザイン性の高い戸建て住宅の立地促進に向けた設計コンペイベントを開催するものである。</p>	<p>■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>■実施時期</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 商店街活性化支援事業</p> <p>■事業内容 イベントの開催及び情報発信</p> <p>■実施時期 平成31～35年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田商工会議所</p>	<p>中心市街地内の空き地や多目的スペース等を活用した、商店街活性化に資する各種イベントの実施、並びにホームページやSNSの活用、フリーペーパー・街歩きマップの作成などによる街なかの魅力の情報発信を支援するものである。</p> <p>イベントの開催や情報発信を通じて来街者の増加や地域のコミュニティの活発化が図られることなどが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>■実施時期 平成31～35年度</p>	
<p>■事業名 アート住宅立地促進事業</p> <p>■事業内容 デザイン性の高い戸建て住宅の設計コンペ</p>	<p>(株)まちづくり十和田 十和田商工会議所</p>	<p>現代アートを軸としたまちづくりに資する、デザイン性の高い戸建て住宅の立地促進に向けた設計コンペイベントを開催するものである。</p>	<p>■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>■実施時期</p>	

■実施時期 <u>令和元</u> ～ <u>3</u> 年度	世界的な建築家による近代建築作品との相乗効果により中心市街地の魅力向上が図られ、来街や回遊の促進につながるとともに、空き地等の利活用が進み、居住人口の増加などにも寄与することが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>令和2</u> ～ <u>3</u> 年度
--	---	--------------------------

■実施時期 <u>平成31</u> ～ <u>33</u> 年度	世界的な建築家による近代建築作品との相乗効果により中心市街地の魅力向上が図られ、来街や回遊の促進につながるとともに、空き地等の利活用が進み、居住人口の増加などにも寄与することが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>平成32</u> ～ <u>33</u> 年度
--	---	----------------------------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3)</u> ～ <u>移設</u>				
■事業名 市営住宅整備事業 ■事業内容 市営住宅の整備 ■実施時期 平成30～ <u>R5</u> 年度	十和田市	中心市街地内の公的ストック（市民東プール跡地）及び事業者が提案する立地適正化計画：居住誘導区域内の民有地において、PFI（民間資金等活用事業）を活用して市営住宅を集約・整備するものである。 中心市街地内への転入促進による居住人口の増加や、それにとまう市街地内での消費・回	■支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（公営住宅整備事業等）） ■実施時期 <u>令和元</u> ～ <u>5</u> 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 交通拠点整備事業【再掲】 ■事業内容 交通拠点（バスターミナル）の整備 ■実施時期 <u>平成31</u> ～ <u>33</u> 年度	十和田市	広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能を備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。 新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることが期待される。 また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 <u>平成32</u> ～ <u>33</u> 年度	
■事業名 市営住宅整備事業 ■事業内容 市営住宅の整備 ■実施時期 <u>平成30</u> ～ <u>32</u> 年度	十和田市	中心市街地内の公的ストック（市民東プール跡地）及び事業者が提案する立地適正化計画：居住誘導区域内の民有地において、PFI（民間資金等活用事業）を活用して市営住宅を集約・整備するものである。 中心市街地内への転入促進による居住人口の増加や、それにとまう市街地内での消費・回	■支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（公営住宅整備事業等）） ■実施時期 <u>平成31</u> ～ <u>32</u> 年度	

		遊等の活発化などが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(3)へ移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活力強化促進事業 ■事業内容 商店街で提供するサービスの多様化 ■実施時期 令和2～5年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の活力・集客力の強化に向けて、御用聞き・宅配サービス等の導入を推進するものである。 市民の生活を支える機能強化が図られるとともに、中心市街地の商業活性化につながることを期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和2年度	
■事業名 商店街マネジメント事業 ■事業内容 空き地・空き店舗の活用促進 ■実施時期 令和5年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の空き地や空き店舗のマネジメントを行い、最寄品を取り扱う店舗の誘致や、アトリエ・シェアハウスなどとしての再整備を促進するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られるとともに、「現代アート」を中心としたまちづくりの活発化につながることを期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和5年度	

		遊等の活発化などが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 社会資本整備総合交付金の中間・事後評価 ■実施時期 平成33・35年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地区）） ■実施時期 平成33・35年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活力強化促進事業 ■事業内容 商店街で提供するサービスの多様化 ■実施時期 平成32～35年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の活力・集客力の強化に向けて、御用聞き・宅配サービス等の導入を推進するものである。 市民の生活を支える機能強化が図られるとともに、中心市街地の商業活性化につながることを期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成32年度	
■事業名 商店街マネジメント事業 ■事業内容 空き地・空き店舗の活用促進 ■実施時期 平成35年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の空き地や空き店舗のマネジメントを行い、最寄品を取り扱う店舗の誘致や、アトリエ・シェアハウスなどとしての再整備を促進するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られるとともに、「現代アート」を中心としたまちづくりの活発化につながることを期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成35年度	

		成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。					成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。			
■事業名 街なかコミュニティ交流促進事業 ■事業内容 地域コミュニティ施設の設置 ■実施時期 令和3～5年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	既存の店舗の一部を改修し、簡単な運動スペースや相談スペースなどのコミュニティ施設を設置するものである。 安心して暮らせる生活環境の形成に寄与するとともに、地域コミュニティの強化などが図られることが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和3年度			■事業名 街なかコミュニティ交流促進事業 ■事業内容 地域コミュニティ施設の設置 ■実施時期 平成33～35年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	既存の店舗の一部を改修し、簡単な運動スペースや相談スペースなどのコミュニティ施設を設置するものである。 安心して暮らせる生活環境の形成に寄与するとともに、地域コミュニティの強化などが図られることが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成33年度	
■事業名 交通拠点整備事業【再掲】 ■事業内容 交通拠点（バスターミナル）の整備 ■実施時期 令和元～令和3年度	十和田市	広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能を備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。 新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることが期待される。 また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金（十和田市中心市街地地区） ■実施時期 令和2～3年度			(2) ②から移設				
■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 都市構造再編集中支援事業補助金の中間・事後評価	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていく	■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金（十和田市中心市街地地区）			(2) ②から移設				

■実施時期 令和3・5年度		ものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■実施時期 令和3・5年度	
-------------------------	--	---	-------------------------	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 市街地循環バス運行事業 ■事業内容 市街地内を循環するコミュニティバスの運行 ■実施時期 平成30～令和5年度	十和田市	市街地内の回遊手段、市街地内から中心市街地へのアクセス手段となる循環バスを新たに運行するものである。 中心市街地への来街や市街地内の回遊の促進により、市民生活の利便性向上、まちの賑わいの創出につながることを期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 創業支援等空き店舗等活用事業 ■事業内容 空き店舗等の利活用の促進 ■実施時期 平成27～令和5年度	十和田市	空き店舗・空き事務所・空き住宅を活用して事業（小売業・サービス業・コミュニティビジネスなど）を開始する場合に、改修等に係る経費の一部を補助するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 高次・複合都市施設整備事業【再掲】 ■事業内容 商業・医療・福祉・居住な	(株)大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整	■支援措置 なし	<u>削除</u>

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 市街地循環バス運行事業 ■事業内容 市街地内を循環するコミュニティバスの運行 ■実施時期 平成30～35年度	十和田市	市街地内の回遊手段、市街地内から中心市街地へのアクセス手段となる循環バスを新たに運行するものである。 中心市街地への来街や市街地内の回遊の促進により、市民生活の利便性向上、まちの賑わいの創出につながることを期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 創業支援等空き店舗等活用事業 ■事業内容 空き店舗等の利活用の促進 ■実施時期 平成27～35年度	十和田市	空き店舗・空き事務所・空き住宅を活用して事業（小売業・サービス業・コミュニティビジネスなど）を開始する場合に、改修等に係る経費の一部を補助するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 高次・複合都市施設整備事業【再掲】 ■事業内容 商業・医療・福祉・居住な	(株)大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整	■支援措置 なし	<u>社会資本整備総合交付金(暮らしに)</u>

どの複合的な機能を有する施設の整備 ■実施時期 令和元～3年度		備するものである。 隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
--	--	--	--	--

どの複合的な機能を有する施設の整備 ■実施時期 平成31～33年度		備するものである。 隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		<u>ぎわい再生事業)の活用を予定</u> <u>(平成32～33年度)</u>
--	--	--	--	---

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ■事業内容 大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外 ■実施時期 平成23年度～	十和田市	大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外とする第一種大規模小売店舗立地法特例区域を設定することで、商業施設が立地しやすい環境を整えるものである。 中心市街地における大規模小売店舗の迅速な出店が可能になることで、商業機能の集積が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） ■実施時期 令和元～5年度	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活性化支援事業【再掲】 ■事業内容 イベントの開催及び情報	十和田市商店街連合会 十和田商工会議所	中心市街地内の空き地や多目的スペース等を活用した、商店街活性化に資する各種イベントの実施、並びにホームページやSNSの活用、フリーペーパー・街	■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ■事業内容 大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外 ■実施時期 平成23年度～	十和田市	大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外とする第一種大規模小売店舗立地法特例区域を設定することで、商業施設が立地しやすい環境を整えるものである。 中心市街地における大規模小売店舗の迅速な出店が可能になることで、商業機能の集積が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） ■実施時期 平成31～35年度	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活性化支援事業【再掲】 ■事業内容 イベントの開催及び情報	十和田市商店街連合会 十和田商工会議所	中心市街地内の空き地や多目的スペース等を活用した、商店街活性化に資する各種イベントの実施、並びにホームページやSNSの活用、フリーペーパー・街	■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期	

発信 ■実施時期 令和元～5年度		歩きマップの作成などによる街なかの魅力の情報発信を支援するものである。 イベントの開催や情報発信を通じて来街者の増加や地域のコミュニティの活発化が図られることなどが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	令和元～5年度	
■事業名 アート住宅立地促進事業 【再掲】 ■事業内容 デザイン性の高い戸建て住宅の設計コンペ ■実施時期 令和元～3年度	㈱まちづくり十和田 十和田商工会議所	現代アートを軸としたまちづくりに資する、デザイン性の高い戸建て住宅の立地促進に向けた設計コンペイベントを開催するものである。 世界的な建築家による近代建築作品との相乗効果により中心市街地の魅力向上が図られ、来街や回遊の促進につながるとともに、空き地等の利活用が進み、居住人口の増加などにも寄与することが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 令和2～3年度	

発信 ■実施時期 平成31～35年度		歩きマップの作成などによる街なかの魅力の情報発信を支援するものである。 イベントの開催や情報発信を通じて来街者の増加や地域のコミュニティの活発化が図られることなどが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	平成31～35年度	
■事業名 アート住宅立地促進事業 【再掲】 ■事業内容 デザイン性の高い戸建て住宅の設計コンペ ■実施時期 平成31～33年度	㈱まちづくり十和田 十和田商工会議所	現代アートを軸としたまちづくりに資する、デザイン性の高い戸建て住宅の立地促進に向けた設計コンペイベントを開催するものである。 世界的な建築家による近代建築作品との相乗効果により中心市街地の魅力向上が図られ、来街や回遊の促進につながるとともに、空き地等の利活用が進み、居住人口の増加などにも寄与することが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 平成32～33年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)へ移設				
(3)へ移設				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街歩行空間改善事業 【再掲】 ■事業内容 アーケードの撤去 ■実施時期 平成31～33年度	十和田市	沿道への高次・複合都市施設や、(仮称)地域交流センターの整備にあわせて、商店街のアーケードの一部を撤去するものである。 新規に整備される施設と商店街の一体性が確保されることで、魅力の向上が図られ、中心市街地への来街や回遊の促進が期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(十和田市中心市街地区)) ■実施時期 平成32～33年度	
■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業【再掲】	十和田市	旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民	■支援措置 社会資本整備総合交付金	

(3)へ移設					

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活力強化促進事業【再掲】 ■事業内容 商店街で提供するサービスの多様化 ■実施時期 令和2～5年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の活力・集客力の強化に向けて、御用聞き・宅配サービス等の導入を推進するものである。 市民の生活を支える機能強化が図られるとともに、中心市街地の商業活性化につながる事が期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和2年度	

■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備 ■実施時期 平成29～32年度		のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。 市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>(都市再生整備計画事業(十和田市中心市街地区))</u> ■実施時期 平成31～32年度
■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 <u>社会資本整備総合交付金</u> の中間・事後評価 ■実施時期 平成33・35年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(十和田市中心市街地区))</u> ■実施時期 平成33・35年度

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活力強化促進事業【再掲】 ■事業内容 商店街で提供するサービスの多様化 ■実施時期 平成32～35年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の活力・集客力の強化に向けて、御用聞き・宅配サービス等の導入を推進するものである。 市民の生活を支える機能強化が図られるとともに、中心市街地の商業活性化につながる事が期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成32年度	

<p>■事業名 商店街マネジメント事業 【再掲】 ■事業内容 空き地・空き店舗の活用促進 ■実施時期 令和5年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街</p>	<p>商店街の空き地や空き店舗のマネジメントを行い、最寄品を取り扱う店舗の誘致や、アトリエ・シェアハウスなどとしての再整備を促進するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られるとともに、「現代アート」を中心としたまちづくりの活発化につながることを期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和5年度</p>		<p>■事業名 商店街マネジメント事業 【再掲】 ■事業内容 空き地・空き店舗の活用促進 ■実施時期 平成35年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街</p>	<p>商店街の空き地や空き店舗のマネジメントを行い、最寄品を取り扱う店舗の誘致や、アトリエ・シェアハウスなどとしての再整備を促進するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られるとともに、「現代アート」を中心としたまちづくりの活発化につながることを期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成35年度</p>	
<p>■事業名 街なかコミュニティ交流促進事業【再掲】 ■事業内容 地域コミュニティ施設の設置 ■実施時期 令和3～5年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街</p>	<p>既存の店舗の一部を改修し、簡単な運動スペースや相談スペースなどのコミュニティ施設を設置するものである。 安心して暮らせる生活環境の形成に寄与するとともに、地域コミュニティの強化などが図られることが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和3年度</p>		<p>■事業名 街なかコミュニティ交流促進事業【再掲】 ■事業内容 地域コミュニティ施設の設置 ■実施時期 平成33～35年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街</p>	<p>既存の店舗の一部を改修し、簡単な運動スペースや相談スペースなどのコミュニティ施設を設置するものである。 安心して暮らせる生活環境の形成に寄与するとともに、地域コミュニティの強化などが図られることが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成33年度</p>	
<p>■事業名 商店街自立促進調査分析事業 ■事業内容 各種取組の需要や採算性を確認するための調査・分析 ■実施時期 令和元・4年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街</p>	<p>商店街の自立を図るための各種取組を行うにあたり、需要や採算性を確認するために必要な調査・分析を実施するものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 令和元・4年度</p>		<p>■事業名 商店街自立促進調査分析事業 ■事業内容 各種取組の需要や採算性を確認するための調査・分析 ■実施時期 平成31・34年度</p>	<p>十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街</p>	<p>商店街の自立を図るための各種取組を行うにあたり、需要や採算性を確認するために必要な調査・分析を実施するものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成31・34年度</p>	
<p>■事業名 商店街歩行空間改善事業 【再掲】 ■事業内容 アーケードの撤去 ■実施時期 令和元～令和3年度</p>	<p>十和田市</p>	<p>沿道への高次・複合都市施設や、(仮称)地域交流センターの整備にあわせて、商店街のアーケードの一部を撤去するものである。 新規に整備される施設と商店街の一体性が確保されること</p>	<p>■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区) ■実施時期</p>		<p>(2) ②から移設</p>				

		で、魅力の向上が図られ、中心市街地への来街や回遊の促進が期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	令和2～3年度							
■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業【再掲】 ■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備 ■実施時期 平成29～令和3年度	十和田市	旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。 市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 都市構造再編集集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区) ■実施時期 令和元～3年度							
■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 都市構造再編集集中支援事業補助金の中間・事後評価 ■実施時期 令和3・5年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 都市構造再編集集中支援事業補助金(十和田市中心市街地地区) ■実施時期 令和3・5年度							
(4) 国の支援措置がないその他の事業					(4) 国の支援措置がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及	その他の事項	

			び実施時期	
■事業名 創業支援等空き店舗等活用事業【再掲】 ■事業内容 空き店舗等の利活用の促進 ■実施時期 平成 27～ <u>令和 5</u> 年度	十和田市	空き店舗・空き事務所・空き住宅を活用して事業（小売業・サービス業・コミュニティビジネスなど）を開始する場合に、改修等に係る経費の一部を補助するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 高次・複合都市施設整備事業【再掲】 ■事業内容 商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有する施設の整備 ■実施時期 <u>令和元</u> ～ <u>3</u> 年度	㈱大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整備するものである。 隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	削除

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
 [2] 具体的事業の内容
 (1) ～ (2) ① 略
 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) へ移設</u>				

			び実施時期	
■事業名 創業支援等空き店舗等活用事業【再掲】 ■事業内容 空き店舗等の利活用の促進 ■実施時期 平成 27～ <u>35</u> 年度	十和田市	空き店舗・空き事務所・空き住宅を活用して事業（小売業・サービス業・コミュニティビジネスなど）を開始する場合に、改修等に係る経費の一部を補助するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 高次・複合都市施設整備事業【再掲】 ■事業内容 商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有する施設の整備 ■実施時期 <u>平成 31</u> ～ <u>33</u> 年度	㈱大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整備するものである。 隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	<u>社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業)の活用を予定(平成32～33年度)</u>

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
 [2] 具体的事業の内容
 (1) ～ (2) ① 略
 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 交通拠点整備事業【再掲】 ■事業内容	十和田市	広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金</u>	

						交通拠点（バスターミナル）の整備 ■実施時期 平成31～33年度		案内機能を備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。 新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることを期待される。 また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>(都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地区）)</u> ■実施時期 平成32～33年度	
<u>(3) ～移設</u>						■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 <u>社会資本整備総合交付金</u> の中間・事後評価 ■実施時期 平成33・35年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地区）)</u> ■実施時期 平成33・35年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 交通拠点整備事業【再掲】 ■事業内容 交通拠点（バスターミナル）の整備 ■実施時期 令和元～令和3年度	十和田市	広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能を備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。 新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保によ	■支援措置 <u>都市構造再編集中支援事業補助金（十和田市中心市街地区）</u> ■実施時期 令和2～3年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②から移設</u>				

		<p>り、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることを期待される。</p> <p>また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>												
<p>■事業名 事業活用調査事業【再掲】</p> <p>■事業内容 都市構造再編集中支援事業補助金 の中間・事後評価</p> <p>■実施時期 令和3・5年度</p>	十和田市	<p>計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金 (十和田市中心市街地地区)</p> <p>■実施時期 令和3・5年度</p>											
(4) 国の支援措置がないその他の事業					(4) 国の支援措置がないその他の事業									
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項					

<p>■事業名 市街地循環バス運行事業</p> <p>■事業内容 市街地内を循環するコミュニティバスの運行</p> <p>■実施時期 平成30～<u>令和5</u>年度</p>	<p>十和田市</p>	<p>市街地内の回遊手段、市街地内から中心市街地へのアクセス手段となる循環バスを新たに運行するものである。</p> <p>中心市街地への来街や市街地内の回遊の促進により、市民生活の利便性向上、まちの賑わいの創出につながることが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 なし</p>	
--	-------------	--	---------------------	--

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する業務

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 中心市街地活性化協議会の設置状況等
 - 1) 略
 - 2) 中心市街地活性化協議会の開催状況

	開催日	内 容
(略)	(略)	略)
第3回	平成30年11月29日	・第2期基本計画に対する協議会意見のとりまとめ
<u>第4回</u>	<u>令和元年6月3日</u>	<u>令和元年度第1回総会</u> ・ <u>第2期基本計画の概要説明</u>
<u>第5回</u>	<u>令和2年6月23日</u>	<u>令和2年度第1回総会（書面開催）</u> ・ <u>令和元年度の計画取組状況の報告</u>
<u>第6回</u>	<u>令和3年5月17日</u>	<u>令和3年度第1回総会</u> ・ <u>計画変更の内容について</u> ・ <u>令和2年度の計画取組状況の報告</u>

- (2) 略
- [3] 略

10. ～12. 略

<p>■事業名 市街地循環バス運行事業</p> <p>■事業内容 市街地内を循環するコミュニティバスの運行</p> <p>■実施時期 平成30～<u>35</u>年度</p>	<p>十和田市</p>	<p>市街地内の回遊手段、市街地内から中心市街地へのアクセス手段となる循環バスを新たに運行するものである。</p> <p>中心市街地への来街や市街地内の回遊の促進により、市民生活の利便性向上、まちの賑わいの創出につながることが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 なし</p>	
---	-------------	--	---------------------	--

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する業務

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 中心市街地活性化協議会の設置状況等
 - 1) 略
 - 2) 中心市街地活性化協議会の開催状況

	開催日	内 容
(略)	(略)	略)
第3回	平成30年11月29日	・第2期基本計画に対する協議会意見のとりまとめ
<u>新規追加</u>		
<u>新規追加</u>		
<u>新規追加</u>		

- (2) 略
- [3] 略

10. ～12. 略